

## エコツール貸付契約書

## I 貸付物品

品名	規格	数量

## II 貸付期間

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

## III 使用目的

上記物品の貸付けについて貸付人長崎県環境保健研究センター（以下「甲」という。）  
と借受人（以下「乙」という。）とは次の条件により契約を締結する。

## （用途の指定）

第1条 乙は、貸付物品を頭書に定める使用目的以外に使用してはならない。

## （瑕疵担保）

第2条 甲は、この契約締結後は、貸付物品についての瑕疵担保の責任を負わない。

## （権利の譲渡及び転貸等の禁止）

第3条 乙は、貸付物品の利用上の権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保権を設定させる等の行為をしてはならない。

## （原形変更の禁止）

第4条 乙は、貸付物品の原形を変更してはならない。

## （管理義務）

第5条 乙は、貸付物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、甲が貸付物品の維持管理上必要と認め指示する事項については、直ちにこれに

従い履行しなければならない。

3 乙は、貸付物品の使用によって第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(一) 乙がこの契約に違反したとき。

(二) 甲が貸付物品を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

2 乙は、前項の定めにより、この契約を解除された場合において損失が生じることがあっても、甲に対しその補償を請求しない。

(損害賠償)

第7条 乙が故意又は過失により、貸付物品を荒廃させ、又は毀損し、その他この契約条項に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対してその損害を与えた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、貸付物品を頭書に定める使用目的に使用しなくなったときは、直ちに甲に通知し、甲の承認を受けて貸付物品を返還しなければならない。この場合においては、この契約を解除するものとする。

2 乙は、貸付期間の満了又は第6条第1項及び前項の定めにより甲がこの契約を解除した場合においては、甲の指示の従い、遅滞なく貸付物品を甲に引き渡さなければならない。

(協議)

第9条 前各条に定めるものほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、この契約に定めていない事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

双方は、上記契約を履行するため、この契約を2通作成し各自1通を保有する。

年 月 日

貸付人（甲） 長崎県環境保健研究センター所長

印

借受人（乙） 所属  
氏名

印